

### 3 その他の改正点

#### (1) 墓地の拡張についての周辺住民等から同意について

拡張する面積が経営許可時の面積の2分の1を超える場合、または、500㎡を超える場合には、経営等予定者は墓地の設置場所の周辺住民等\*からの同意を得よう努めること。(要綱)

※50メートル未満の範囲内にある人家の所有者及び使用者、病院、老人福祉施設等の施設の所有者及び経営者。

注1 墓地の経営許可申請時には、予定地の50メートル未満の範囲内にある人家、病院、老人福祉施設等からの同意書を申請時の添付書類。(条例)

注2 申請地の隣接地の所有者及び使用者からの同意書は申請時の添付書類としている(条例)

#### (2) 業務委託する場合の許可申請時の添付書類について

業務委託をする場合は、許可申請時に業務委託契約書の写しを提出する。(規則)

#### (3) 経営状況に関する書類の提出について

① 次のア～エのいずれかに該当する場合に経営者から経営状況に関する書類の提出を求める。(要綱)

- ア 宗教法人の事業型墓地
- イ 契約受付や使用料・管理料の徴収を他者に行わせている墓地
- ウ 市が出資していない公益法人が経営する墓地
- エ その他、上記1～3以外で必要があると認める場合

##### 提出書類の内容(会計年度ごとに報告)

- ・総区画数
- ・契約区画数及びその収入の額
- ・区画契約以外の収入の額とその内訳
- ・契約解除区画数
- ・末日の未契約区画数とその箇所を示した図面
- ・財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書
- ・区画の契約状況を示す図面

② 契約受付や使用料・管理料の徴収を他者に行わせている墓地については受託者から業務委託契約に係る報告を求める。(要綱)

報告内容：受託業務の内容、委託料の受領金額、受領日、委託契約書の写し